

平成28年度白井市入札等監視委員会（第1回）

会議録

1. 日 時 平成28年7月27日（水） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 横溝委員長、宗藤委員、菊池委員
相馬主査、會
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 議題
 - （1）平成27年度下半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成27年度下半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成27年度下半期分の随意契約の審査
 - （4）その他

開会

委員長挨拶

《委員長》

それでは議事に移らせていただきます。議事に入る前にお願いでございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後にお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔にお願いします。それでは、議事に入らせていただきます。

議題1について、事務局から説明をお願いします。

議題1 平成27年度下半期一般競争入札契約の審査について

《事務局》

それでは、平成27年度下半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

今回は抽出にあたり、抽出した理由を添えていただきありがとうございました。その際いただきましたご質問に対する回答も併せてご説明させていただきますと思います。

それでは、説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料の1ページから29ページとなります。

資料を事前に配布させていただいておりますので、概要の説明とさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo.50「学校給食共同調理場建替事業アドバイザー業務委託」についてご説明いたします。

本委託の業種は「調査・計画」で、執行理由は、「学校給食共同調理場の建替えをPFI方式で行うにあたり、要求水準書の作成から、事業者選定、設計、建設のモニタリング、運営会社の経営安定のための金融機関との直接協定など、事務が多岐に渡るとともに、法律や建築、金融など高い専門知識が必要であることから、これらの業務の支援をコンサル等に委託するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」に登録がある者、地域要件は、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県又は茨城県内に本店又は支店（営業所）を置く者、受注実績は、「過去10カ年度（平成17年度から平成26年度まで）に国又は地方公共団体等と同等の業務を2件以上、元請けとして受注した実績がある者。なお、1

件は3,000食以上の学校給食共同調理場の整備とし、その他は学校給食共同調理場以外の整備も可」としています。

技術者の専任配置ですが、ここで資料の訂正をお願いいたします。文章中「当該工事に」とありますが、「当該事業に」となります。失礼しました。当該事業に1級建築士又は技術士（建設）の資格を有する技術者を配置できること。本件公告日現在で3ヵ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るとしました。

入札参加資格要件に該当する400者のうち、入札参加資格確認申請書を提出したものが4者で、入札参加者数も4者でした。

2ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格4,883万8,000円に対し、落札価格3,755万5,000円で、落札率が76.9%、契約の相手方は、株式会社長大です。

この案件には4つのご質問をいただいております。まず、1つ目に業務内容についてですが、市では、老朽化した現在の学校給食共同調理場を民間の資金とノウハウを活用できるPFI方式ということで、施設整備と施設の維持管理及び運営を一体的に契約することとしており、その施設概要は、2ページに記載しておりますが、供給食数7,000食とありますが、現在検討後に6,500食に変更になっていきますので、訂正をお願いいたします。

一日最大6,500食規模の給食センターで、8小学校、4中学校に供給されるもので、今年度末までにそのPFI事業者と契約して、開所目標を平成31年4月としています。

本件のアドバイザー業務委託は、実施方針の準備、公表から、民間事業者との事業契約の締結及び契約後の金融機関との直接協定支援並びに設計や建設、維持管理、運営に関するモニタリングなど、業務実施上必要な調査・検討及び資料作成等の支援を行う業務内容となっており、具体的な支援としましては、3ページに記載の業務内容となっております。

次に業務の性格からプロポーザル方式の採用も考えられるが一般競争入札にした理由ということで、市が委託したい業務内容、仕様の詳細が定まっていることから、同等業務の実績や担当技術者の要件で十分に履行可能な業者を選定できるため、一般競争入札としています。

3つ目の質問の予定価格の算出はどのようにして行ったかについては、2者から参考見積を徴取し、それを参考に予定価格を算出しております。

4つめの質問、最低制限価格の具体的な算出方法については、市の業務委託最低制限価格運用要領において、当該対象業務の設計金額に10分の6を乗じて得た額から10分の9を乗じて得た額までの範囲内で適宜に定める

こととしております。その範囲内の価格の決定については、市長又は白井市財務規則の契約事務専決事項にて権限を与えられた者（副市長、総務部長、各部長）が専決区分に応じて決定することとしており、今回の場合は市長が決定しています。

続きまして4ページをご覧ください。No.51 「労働者（保育士）派遣業務」についてご説明いたします。

本業務の業種は「人材派遣」で、執行理由は「入所希望児童の増に対し、安定した入所を図るため、保育士を確保するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市入札参加適格者名の大分類「人材派遣」に登録がある者、地域要件は、千葉県、東京都、埼玉県、茨城県、または神奈川県内に本店又は支店（営業所）を置く者、受注実績は、過去5カ年度（平成22年度～26年度）及び本件の公告日までに、地方公共団体等と保育士派遣契約の実績がある者としております。

3の入札参加資格者数につきまして、「2者」とありますが、これは参加の見込み者数となり、「28者」へ訂正をお願いいたします。

この28者のうち入札参加資格確認申請書を提出したものが2者で、入札参加者数は1者でした。残り1者が辞退となっております。

5ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格1億1,353万7,750円に対し、落札価格1億1,331万690円で、落札率が99.8%、契約の相手方は株式会社アスカクリエートです。

この案件については2点、ご質問があります。1点目の辞退者の理由については、人員確保が困難であるため。との理由でした。

2点目の質問は、金額が多額であり、落札率が高いことについてということで、業務委託費が多額であることについては、保育士不足の昨今、保育士10人を長期的に確保するために複数年（3年間）にわたる契約となっているためです。派遣内容は次のとおりです。派遣場所として入所希望増加のあるニュータウン地区の3園、勤務時間として午前8時30分から午後5時15分うち休憩60分及び時間外勤務、派遣日として原則、年末年始及び日曜日または国民の祝日に関する法律に定められた日を除く日。

また、落札率が高いことについては、当該案件はすべて人件費となるため、最低制限価格を設けており、入札する側も安価な設定をすることは難しいことから、保育にかかる賃金を考慮すれば、落札率は高くなるものと推測します。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

3 ページの項目について2点質問いたします。予定価格の算出について、2者から参考見積りを徴したとのことですが、その2者とは入札参加者4者のうちの2者なのか、それ以外の参加見込者400者のうちの2者なのか、どちらですか。

もう1点は、最低制限価格の算出方法について、白井市においては、設計金額の10分の6から10分の9の範囲で、権限を与えられた者が適宜定めることができるとなっていますが、この適宜というところが難しいと思いますが、業務委託の最低制限価格の算出について、上限と下限の範囲内で適宜定めるという方法を取っている公共団体は、白井市以外であるのか、お分かりになれば教えていただきたい。

《事務局》

予定価格の算出に用いた参考見積りを徴した事業者については、担当課に確認を取っておりませんので、確認を取らせていただきます。今時点で確実に申し上げられるのは、落札した事業者は、参考見積りを徴した事業者ではないということです。

2点目の最低制限価格につきましては、委員のおっしゃるとおり、過去の経緯や案件毎の性質により適宜定めております。他市の状況におきましては、具体的な資料が無く申し訳ありませんが、複数の市で当市と同様な規定となっていることを確認しております。

《委員》

適宜というには、やはり曖昧な部分があると思いますので、それぞれの率といったことを取り入れる、例えば直接人件費の何%といったように、具体的な数字でもって算出している公共団体も多いのではないかと思いますので検討していただきたいと思います。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

5 ページの下の「また～」から始まる部分、落札率が高いことについて説明をいただき、人件費のウェイトが高いので落札率が高くなったということですが、ほとんどが人件費ということで、単価×時間で入札業者もある程度予定価格に近い金額を算出しているのではないかということですか。

《事務局》

委員がおっしゃることに加えまして、他市においても同様な案件があるかと思われま。そういった部分も踏まえて算出金額は、ある程度似通ってきてしまうのではないかと思われま。

《委員》

わかりました。

《委員》

辞退理由に「人員確保が困難であるため」とありますが、人員確保ができるかできないかというのは、もっと早い時点でわかるのですよね。

この辞退によって、落札率が高くなったということになってしまうのでは。

《事務局》

一般競争入札につきましては、開札日のおよそ1か月前に公告を出しまして、併せてこれだけの人数をこれだけの時間必要ですということが記載された設計書も公開いたします。

参加希望者については、まずこれらを見て、参加するしないを判断し、参加希望の手を挙げることとなります。参加希望者については、資格要件を満たしていれば参加資格ありと判断され、入札に参加することができます。

その後、募集広告を出すだとか、抱えている人員を充てられるか等、人材確保の計画を立てるケースとなりますので、検討の結果、白井市が求める人員が確保できないとなったために、辞退したものと思われま。

《委員》

辞退理由は書面で提出されるのですか。

《事務局》

はい。

《委員》

記載された辞退理由以上のことを聞き取り等を行っていないのですか。

《事務局》

はい。

《委員》

わかりました。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

それでは、指名競争入札に関して説明をお願いします。

議題 2 平成 27 年度下半期分の指名競争入札契約の審査について

《事務局》

続きまして議題 2 平成 27 年度下半期指名競争入札契約について説明いたします。資料は 6 ページから 17 ページになります。

6 ページをご覧ください。No. 11 「水路維持（防護柵修繕）工事（H27-1）」についてご説明いたします。

本委託の業種は「土木一式工事」、執行理由は「地元からの要望を受け、劣化した水路防護柵の修繕を実施するもの」です。

業者選定については、格付要件が B、C、D ランク、指名業者数は 7 者、指名理由については、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「土木一式工事」のうち、本工事と同規模工事の実績のある市内及び準市内業者を推薦の基本」としております。指名業者 7 者すべて、入札参加しております。

金額につきましては、税抜きで予定価格 593 万円に対し、落札価格は、112 万 3,000 円で、7 ページにいきまして、その落札業者は株式会社青野造園土木となりました。

しかしながら、最初に送付した A3 の資料にもありましたとおり、入札金

額誤りのため、契約を辞退ということになりました。

本案件についての質問はこの契約辞退についてで、入札金額誤りのための契約辞退はどういうことか、また、この工事のその後はどうなったかとのご質問です。

契約辞退の理由としましては、「計算ミスによる、金額勘違いのため」として契約辞退届けが提出されております。なお、辞退した事業者については、3ヵ月間の指名停止をしています。

もう一つ、この工事のその後ですが、再入札とした場合、周辺農地の耕作準備期間に支障をきたすこととなるため、本入札で第2位であった業者、大月工業株式会社と随意契約をしております。

続きまして、8ページをご覧ください。No.23「白井市運動公園競技広場改修工事（その3）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「建築一式工事」、執行理由は「利用者の利便性向上の観点から白井運動公園競技広場に本部(ダグアウト)の設置を行うもの」です。具体的には、野球場のバックネット裏に本部の設置のため、ダグアウトを作るものです。

この案件につきましては、後ほど説明する質問の回答にもありますが、当初送付いたしましたA3資料のNo.4のとおり、一般競争入札の案件でした。この一般競争入札案件が入札不調となったため、指名競争に変更して、No.20のとおり、指名競争入札を行いました。不調となったため、再度指名競争入札で、本件のNo.23に至っております。

指名理由は、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「建築一式工事」のうち、過去に白井市及び他自治体で公共建築物建設または修繕工事等を行った実績のある者を推薦の基本」としてあります。

指名業者数については、取扱基準で本案件は1,000万円以上であることから10者を指名しております。10者指名のうち、入札参加者数が2者、辞退は8者でした。

9ページをご覧ください。金額につきましては、税抜きで予定価格1,567万円に対し、落札価格1,500万円で、落札率が95.7%、契約の相手方は高野内建設株式会社です。

本案件については3つのご質問をいただいております。1つ目については、先ほども説明いたしました、本案件に至る経緯についてとなり、「No.4の一般競争入札案件が入札不調となったため、指名競争に変更し、さらに、No.20が入札不調となったため、No.23の発注になったと理解してよいか」とのこと、そのとおりでございます。

2つ目の質問は、「No.20とNo.23は、入札参加者がほぼ同じ会社であるが、入札不調の場合は、設計の一部を見直して指名業者を差し替えるケースが多いが、なぜ同メンバーとしたのか」とのご質問ですが、設計内容の一部見直しを行ったことから、指名業者については大幅な入れ替えはしなかったものです。

3つ目の「辞退が多数になった経緯」について、辞退者の主な理由は、No.20の入札時の主な辞退理由が、「社内都合や技術者の確保が困難」、No.23の入札時の主な辞退理由が、「手持ちの仕事が多いため」や「技術者の確保が困難」といった理由になっております。

続きまして、10ページをご覧ください。No.33「舗装修繕工事（H27-9）」についてご説明いたします。

本工事の業種は「ほ装工事」、執行理由は「本工事については、地元自治会から要望を受け、未舗装（砂利）道の簡易舗装を実施するもの」です。

業者選定については、指名業者数は5者で、指名理由については、「白井市入札参加適格者名簿の「ほ装工事」のうち、本工事と同種工事の施工実績のあるC及びDランクの市内業者を推薦の基本」としました。

指名業者5者すべて、入札参加しておりますが、予定価格内の落札者がなく、2回目については、3者が入札し、2者は辞退となっております。この2回目も予定価格内の落札者がありませんでしたが、不落随契を希望していたことから、価格の一番低い入札者である株式会社近江屋商会から見積書を徴取し、不落随契をしております。

金額につきましては、税抜きで予定価格229万円に対し、見積金額は225万円で、11ページにいきまして、契約を株式会社近江屋商会と結んでおります。

本案件についての質問は、「不落随契にいたった事情について」ということで、本案件は、地元要望により梨の収穫時期をずらして工事を施工するように要望があったため今回の発注となり、入札不調による再入札とした場合には年度内完了が困難となるため、白井市建設工事等入札契約審査会にて不落随契を希望し、承認を得ていたものとなります。

12ページをご覧ください。No.38「用地測量業務委託」についてご説明いたします。

本委託の業種は「測量一般」、執行理由は「道路拡幅整備における用地買い取り対象地について、分筆登記に必要な測量業務を行うもの」です。

業者選定については、「白井市入札参加適格者名簿の「測量一般」のうち、同種業務の実績のある市内及び県内業者を推薦の基本」としました。

指名業者5者で、入札参加は4者、1者は辞退により入札執行したところ、予定価格内の落札者がなく、2回目についても、4者が入札しましたが、予定価格内の落札者がありませんでした。この案件についても、不落随契を希望していたことから、価格の一番低い入札者である有限会社鈴木測量から見積書を徴取し、不落随契をしております。

金額につきましては、税抜きで予定価格168万円に対し、見積もり金額は165万円で、13ページにいきまして、契約を有限会社鈴木測量と結んでおります。

本案件についての質問も、「不落随契にいたった事情について」ということで、道路拡幅整備における用地買収を進めるため、年度内に測量業務を終了させたく、入札不調による再入札とした場合には年度内完了が困難となるため、白井市建設工事等入札契約審査会にて不落随契を希望し、承認を得ていたものです。

続きまして、14ページをご覧ください。No.48「学校備品購入その16（学級増給食備品）購入」についてご説明いたします。

本件の業種は「厨房機器・浴槽設備」、執行理由は「児童生徒数の増加に伴い学級数が増となる小・中学校に管理備品を整備するもの」です。

この案件につきましては、後ほど説明する質問の回答にもありますが、資料「平成27年度下半期入札結果一覧」のNo.47「学校備品購入その12（学校増給食備品）購入」のとおり、元々は一競争入札の案件でした。この一般競争入札案件が入札不調となったため、指名競争に変更して、本件のNo.48に至っております。

指名理由は、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「厨房機器・浴槽設備」に登録がある者のうち、市内及び近隣自治体で同種の物品の納入実績のある5者を選定」としました。5者指名のうち、入札参加者数が5者、辞退者はありません。

金額につきましては、税抜きで予定価格114万6,100円に対し、落札価格34万7,000円で、落札率が30.3%、15ページにいきまして、契約の相手方は日本給食設備株式会社です。

本案件についてのご質問は、「予定価格は約123万円であり、指名競争ではなく、一般競争の案件ではないのか」ということで、先ほどの経緯でも少し触れましたが、本件は、No.47「学校備品購入その12（学級増給食備品）購入」が一般競争入札にて不調となった案件となります。

一般競争では、参加3者中2者辞退と辞退者が多かったため、設計を見直

すとともに、調達する備品のうち、牛乳保冷庫については、契約相手決定から1ヶ月程度の期間を要することから、時間的な余裕がないため、指名競争入札に切り替えたものです。

16ページをご覧ください。No.49「【長期】公共施設使用電力供給契約(H28～30)」についてご説明いたします。

本件の業種は「燃料・電力」、執行理由は「公共施設使用電力供給契約は、経常経費削減の理由から、平成26年7月に一般競争入札を実施し、平成26年8月31日に日本ロジテック協同組合と契約締結(契約期間:平成26年11月1日から平成28年10月31日まで)を行いました。平成28年2月29日付けで日本ロジテック協同組合から電気事業法の規制により平成28年2月24日付けで小売電気事業者の登録申請を取下げ、平成28年3月31日をもって電力協同購買(小売り事業)を停止する旨の通知がありました。このことから、4月1日以降、電力供給元と新たに契約を締結する必要のあることから、次期電力供給契約を前倒しして執行するもの」です。

業者選定については、指名業者数は10者、入札参加者は3者、辞退は7者となっております。

指名理由については、「白井市入札参加適格者名簿の大分類「燃料・電力」に登録がある者のうち、過去5ヵ年度(平成23年度～平成27年度まで)において、本案件と同種の電力供給契約の実績がある業者を推薦の基本」としました。

17ページにいきまして、金額につきましては、税抜きで予定価格1億6,416万3,124円に対し、落札価格は1億3,054万5,148円で、その落札業者はミツウロコグリーンエネルギー株式会社となりました。

本案件についての質問は、「指名業者選定の経緯、辞退の理由と入札金額の決定や入札、辞退の判断のプロセスについて」ということで、回答は、当案件は、一般競争入札に該当する内容となりますが、執行理由に記載しているとおり、一刻も早く電力供給元を決める必要があることから、準備期間を短縮するため、指名競争入札を実施しています。

また、競争入札及び随意契約の資格選定等取扱基準では15者の指名と規定されていますが、白井市入札参加適格者名簿の大分類「燃料・電力」に登録がある15者のうち、1者は契約していた日本ロジテック協同組合、残り4者は同種実績が無かったため、10者を指名しています。

辞退7者の主な理由については、「手持ちの仕事が多く、新規の対応が困難、当該物件に対応する技術者又は従業員の確保が困難、競争力のある価格を提示することができないため」との理由となっております。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《事務局》

先ほど確認させていただくとしました、学校給食共同調理場立替事業のアドバイザー業務委託で、参考見積りを徴した2者は入札参加者だったのかという質問につきましては、担当課に確認したところ2者とも入札参加者とのことでした。

《委員長》

指名競争入札に関しましてご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

6ページのNo.11の案件に関しまして、入札金額誤りのための契約辞退について、事前に質問させていただきましたが、今の説明では、第2位の業者と随意契約をしましたということですが、資料「平成27年度下半期入札契約審査会案件一覧」の11ページにはその記載がありませんが、この場合には随意契約の審査対象とならないのですか。それとも書き落ちだったのですか。

《事務局》

No.11につきまして、本来一般競争入札に該当する設計金額の案件を随意契約とした場合に審査対象としていることから、記載しておりません。

《委員》

そういったことであれば、記載方法を工夫する等していただいた方が良いと感じました。

《委員》

私の考えとしましても、審査会にかけていない案件でも特殊な場合は、記載方法を工夫されてこの監視委員会にかけるか、あるいは随意契約をすべて載せていただいた方がわかりやすいと感じています。

《事務局》

市で行っている随意契約は、把握しきれないほどの数がありますので、特殊なケースについては、記載方法等を今後工夫させていただきたいと思っています。

《委員長》

他にございますか。

《委員》

14ページの事項につきまして、落札率が30.3%ということですが、物としては設備機器ですが、予定価格の30%ほどで随分かい離があると思いますが、予定価格の設定は適切だったのでしょうか。

《事務局》

学校関係の備品等については、カタログが存在しておりますので、そちらの価格であったり、カタログが無い物については業者からの参考見積りだったりも用いて設計しております。

入札にあたって参加者は、在庫等を考慮して金額を提示していると思われませんが、具体的な分析はしておりません。

議題3 平成27年度下半期分の随意契約の審査について

《事務局》

次に議題3平成27年度下半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。

それでは、18ページをご覧ください。No.61「白井市地域福祉計画策定業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「平成28年度で終了する地域福祉計画の次期計画（平成29年度～平成37年度）を策定するため、策定に必要な支援をコンサルタントに委託するもの」です。

随意契約理由は、「本市は、高齢化率が40%を超える自治会や、宅地開発等により若い世代の入居が進んでいる自治会等、地域によって状況が大きく異なります。

このような本市の地域の特徴をふまえ、市と市民が地域福祉の推進に共に取り組むことができる実践的な計画とするため、現状及び課題の抽出の

ほか、市民と協力して策定する手法や支援を提案できる、豊富な経験と高い専門知識を備えた者を、プロポーザルを行い選定したいため、その性質又は目的が競争入札に適さないもの」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、税抜きで予定価格552万円に対し、契約金額440万円で、契約の相手方は、株式会社地域計画建築研究所東京事務所、落札率は79.69%です。

本案件に対するご質問は、「県内自治体でも同様の需要があるはずで、県内の業者で対応できると思われるが、東京の業者と随契した理由を知りたい」とのことで、当案件は公募型のプロポーザルにて、地域要件は設定せず、広く募集をかけましたが、参加者は県外4者、すべて東京都に本社又は支社（事務所）を置く者となったものです。

なお、審査経過等は記載の内容となり、プロポーザルの方式は公募型、主な参加資格は、入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」、中分類「地域計画」に登録があり、平成22年度以降に契約締結した地域福祉計画策定業務（類似業務を含む）を地方公共団体から受注した契約実績がある者です。

審査経緯は、参加者が4者、1次審査（客観審査）として、参加資格を有する者が提出した会社概要、地域福祉計画策定業務委託契約実績及び見積書について、客観評価点を算出、2次審査（主観審査）として、業務提案書の内容及びプレゼンテーションについて評価し、1次審査と2次審査の評価点の合計が最も高いものを受託候補者としたものです。

20ページをご覧ください。No.63「白井市シティプロモーション基本方針策定支援業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、長期的な人口や経済の安定を図るため、若い世代（概ね40歳代以下）をターゲットに市の魅力を発信し、市民の愛着心の醸成、市外在住者に対する市の知名度の向上、交流人口の増加を図り、若い世代の移住・定住を推進していくこととしています。そこで、何を誰に向けてどのようにPRしていくのかを明確にし、市の魅力を最大限活かすためのシティブランドを構築するとともに、そのイメージを効果的に発信するためのシティプロモーション基本方針を策定するに当たって、必要な助言・支援などをコンサルタントに委託するもの」です。

随意契約理由については、「シティプロモーション基本方針の策定に向け、ターゲット層にとっての市の魅力の発掘・整理、それらの市場における受容性の把握など専門的知識や経験が必要なことから、プロポーザルにて提案等を受け、

その者の能力や経験を評価して、契約相手を特定したいため、その性質又は目的が競争入札に適さないもの」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、税抜き設計金額740万7,408円に対し、契約金額714万円で、率が96.4%です。

本案件に対するご質問は、2件あり1つ目は、「業務内容はどのようなものか」とのことで、記載のとおり、シティブランドの構築支援として、ブランド調査（市民向け、職員向けアンケート調査、高校生向けアンケート調査、市外住民向けWEBアンケート調査）、庁内の策定組織の運営支援、市民座談会の実施支援（運営補助、会議資料や議事録作成）、ブランドの提案（調査に基づき、白井ブランドを検討・提案）、ブランド受容性調査（提案したブランド受容性を把握するため、市内外に居住する若い世代を対象とした受容性調査を実施（WEB調査））、シティプロモーション基本方針の策定支援として、全庁的・全市的なシティプロモーション活動の提案、庁内各課ヒアリング調査、先進事例調査、白井市シティプロモーション基本方針の提案、成果物として、報告書、基本方針、議事録となっており、本年の12月28日までにはこの成果物が出来上がります。

2つ目の質問は、「プロポーザルは公募か指名か、主な参加要件、委託額の算出はどのように行ったのか。どのような審査経緯を経たか」ということで、プロポーザルの方式は公募型、主な参加資格として、入札参加適格者名簿の大分類「調査・計画」に登録しており、平成17年度から26年度までに地方公共団体のプロモーション、ブランディング又はこれに類する業務を元請として受注した契約実績を有する者、委託額の算出方法は、参考見積を徴取し、それを参考に算出しました。

審査経緯は、参加者が2者、1次審査として、参加資格を有する者が提出した業務実績、業務責任者及び実務担当者の事業実績に基づき、客観評価点を算出し、評価した上で、2次審査に参加する上位3者を選出し、2次審査として、業務提案書の内容及びプレゼンテーション、見積費用について総合的に評価。1次審査と2次審査の評価点の合計が最も高いものを受託候補者としました。

次の22ページのNo.60、24ページのNo.64、26ページのNo.65、28ページのNo.66につきましては、これらの随意契約で何故株式会社ディー・エス・ケイが多いかの理由についてのご質問となり、資料はご覧のようにつけさせていただきましたが、説明はこの質問について中心にさせていただきますのでご了承ください。

この4つの随意契約については、No.60が障害福祉サービスに係るシステムで、各種福祉、医療の手当ての受給者管理や支給までにかかる事務を効率化するためのシステムの賃貸借、No.64、65、66は、マイナンバー制度の個人番号カードに係る機器の賃貸借や保守となり、24ページのNo.64は、個人番号に添付された顔写真と申請者の同一性を判断する機器、26ページのNo.65は個人カード交付の際の暗証番号を入力するタッチパネル機器、28ページのNo.66は、個人番号カードに記載事項変更があった時のカードに記載するための機器の賃貸借や保守となります。株式会社ディー・エス・ケイの会社の概要的なことについては、この4つの案件の質問の回答に前段として、記載しておりますが、23ページを例にご覧ください。

株式会社ディー・エス・ケイは、市の基幹系システム・情報系システム及びそれに付随する回線とネットワーク接続機器を委託等で管理している会社です。共同センター方式で運営されており、出資市町は柏市、鎌ヶ谷市、流山市、成田市、富津市、印西市、四街道市、栄町及び白井市となっております。

当市で契約している主なシステム内容は、住民記録システム、住民税・固定資産税台帳システム、国民健康保険システム、庁内情報システムなどがあります。

基本的に今回の、ご質問の案件は住民記録システムや住民税のシステムと連携が必要な機器の賃貸借となり、株式会社ディー・エス・ケイと一者随契となっております。ただ、この4つのうち、1件、24ページのNo.64の顔認証機器賃貸借及び保守については、住民記録システムとの連携は必要ないものですが、他の個人番号カード関連の機器と同じ株式会社ディー・エス・ケイと契約することで、保守点検等を効果的に行えるため、同業者と随意契約をしているものとなります。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

20ページのNo.63の案件に関しまして、2者から応募があつて、1者が特定されたということですが、このプロポーザルの審査結果について、入札

と同じように参加者全員の名前の点数が公表されるようになっているのでしょうか。

《事務局》

プロポーザルガイドラインでは、1位の者と次点者の名称と得点を公表するように定めております。ですので、参加者全員の名前の得点を公表するという規定にはなっていない状況です。

《委員》

3位以下は名前も点数も公表されないのですか。

《事務局》

はい。

《委員》

3位の方が、自分は何位で、何点差が付いたのかというのは、聞けば回答してくれるのですか。

《事務局》

各参加者に対しましては、1位の者の名前と点数、自身の点数を通知しております。

《委員長》

全体を通して、改めてご意見、ご質問等ございますか。

《委員》

ありません。

《委員長》

最後に平成27年度下半期の入札契約、随意契約におきまして、市長に報告すべき不適切または改善すべき事項ありますでしょうか。

《委員》

ありません。

《委員長》

委員からお話のあった指名競争入札から随意契約になった案件については、記載方法等を工夫していただきたいと思います。

また、業務委託の最低制限価格について、他市を参考にしながら、適宜に定める範囲、その方法を検討していただければと思います。

《委員長》

それでは、本日の審議事項が全て終了しましたので、平成28年度第1回入札等監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《委員・事務局》

ありがとうございました。

午後3時15分終了